「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」 (素案) の パブリック・コメントの実施結果について

#### 1 実施期間

平成27年10月15日 (木) から平成27年11月16日 (月) まで

### 2 意見提出人数 3名・1団体

#### 3 意見数

		項目	意見数
1	第I章	計画改定の基本方針	6件
2	第Ⅱ章	ホームレスの現状	14件
3	第Ⅲ章	これまでのホームレス問題の課題と取組	12件
4	第IV章	ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組	20件
5	第V章	計画の推進等	3件
6	第VI章	資 料	6件
7	計画全船	段の表現・その他の質問等	5件
		合計	66件

## 4 意見への対応

項目	意見数
意見を計画に反映	23件
意見の趣旨は計画に取り込み済み	13件
意見の趣旨に沿って取り組む	4件
意見として伺う	23件
質問に答える	3件
合計	66件

# 新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画(素案)

パブリック・コメントに寄せられた意見内容と区の考え方

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
1	第 I 章 計画改定の	基本方針	
1	2 計画の位置づけと 計画期間	【本計画の位置づけとホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効について】本計画はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効予定に合わせ、2017年度まで3年間の計画とされている。これは第Ⅲ期が最後の計画になるのか。新宿区独自で計画策定を継続してほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 第V章「2 第Ⅲ期推進計画の見直し」に記載のとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効後も、新宿区では生活困窮者自立支援法のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきます。
2	3 ホームレスの定義 とタイプ	[ホームレスの定義、特に「見えにくいホームレス」について] ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法には記述のない「見えにくいホームレス」を計画の対象に含めると明記している点が素晴らしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 「見えにくいホームレス」も、できるだけ早い段階 から支援に結び付けていきます。
3	3 ホームレスの定義 とタイプ	【第 I 章 3 「ホームレスの定義とタイプ」の見出しについて】 素案の6ページ、第 I 章 3 「ホームレスの定義とタイプ」は、見出しが内容に一致していないと思う。 第Ⅲ期推進計画では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第 2 条の定義に加えて、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も「対象とします」としている。見出しには「ホームレスの定義」ではなく、この計画の対象者といった文言を使ったほうがよいのではないか。	ご意見として伺います。 本計画におけるホームレスの範囲を定義し、態様・ 段階・ニーズ等からホームレスをタイプ分けした項 目なので、見出しはこのままとします。
4	3 ホームレスの定義 とタイプ	[ホームレスのタイプについて] 50歳を超えてから初めてホームレスになる人はある程度いると思うので、「概ね50歳以上で、ホームレス生活が短期間という層」を設定したほうがよい。	ご意見として伺います。 策定委員会での「年齢は概ねの目安とする」という 議論を踏まえて、新たにタイプは設定しません。
5	3 ホームレスの定義 とタイプ	[ホームレスのタイプについて] ホームレスのタイプ分けは第Ⅱ期推進計画と同じ内容になっているが、改定のポイントやホームレス像が変化したことを考えるとホームレスのタイプ分けを見直す必要があるのではないかと思う。例えば、素案7ページの〔タイプ1〕「概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層」に「ホームレス生活が長期化した人には、福祉制度を利用しない人と、利用を繰り返している人がいます」とあるが、改定のポイントが「固定・定着化が進む高齢層に対する支援」と「再路上化への対応」なら別のタイプとしたほうがよいと思う。	ご意見として伺います。 策定委員会での「タイプ分けの変更は若干の修正に 留める」、「年齢は概ねの目安とする」という議論 を踏まえて、第II 期推進計画のタイプ分けを継承します。ホームレス像は変化していますが、各タイプ の特徴は変わっていません。 また、〔タイプ1〕には、「固定・定着化が進む高齢層に対する支援」と「再路上化への対応」が両方 必要です。改定のポイントごとにタイプを細分化することはしません。 なお、タイプと改定ポイントの関係を記載します。
6	3 ホームレスの定義 とタイプ	[「タイプ1〜3」と統計データの関係について] 既存の統計を用いて、3タイプそれぞれの規模を推 計し、掲載してほしい。	ご意見として伺います。 各タイプの属性や福祉施策等が重複し、統計の時点 が異なるので、推計が困難です。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
2	第Ⅱ章 ホームレスの	D現状	
7	1 ホームレス数	の増加は経済状況の悪化によるものではないと思う。 まず、経済状況の悪化なら東京23区のホームレス数も増加しそうだが、東京23区のホームレス数は減少している。 次に、平成19年の夏頃は、第14循環で戦後最長の景気拡大が続いていた時期なので、経済状況は良かったと思う。 例えば、東京都産業労働局の「月刊 東京の産業・	〈修正前〉 新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概 数調査」では、平成16年8月に1,102人、東京23区で 最多の状況でした。 その後、支援の取組により漸減し、いわゆる「リー マンショック」による経済状況の悪化で平成19年8 月に一時的に増加しましたが、平成27年1月には70 人と東京23区で4番目となるまで数が減少していま
8	1 ホームレス数	【国・東京都の路上生活者概数調査の表記について】 東京都の概数調査は経年的な増減比率などを捉える 上で有効と考えるが、夜間の路上人口を捉えていな いため、全数ではない。概数調査が昼間の目視確認 であること(調査方法)を明記してほしい。	であることを記載します。
9	1 ホームレス数	[国・東京都の路上生活者概数調査の表記について] 昼間目視で把握される路上人口と夜間の路上人口の 違いを書き分けてほしい。	ご意見として伺います。 現時点での夜間のホームレス数の明確な統計がない ため、記載できません。 なお、第Ⅱ期推進計画 第Ⅱ章(4)③「新宿区とNP 〇等支援団体の独自調査」(第Ⅱ期推進計画12ページ)の内容を、第Ⅵ章「用語説明」に参考データと して記載します。
10	1 ホームレス数	【区・NPO独自の夜間調査について】 新宿区及びNPOが2008年度に独自に行った夜間調査結果は、「参考データ等の扱いで掲載する」という方針になっていたと思う。ぜひ掲載してほしい。	
11	1 ホームレス数	ス数」の中で、施設別のホームレス数について平成 27年1月の調査のホームレス数を新宿区と23区で	〈修正前〉新宿区は、東京23区全体に比べると、減少率が大きいといえます。 《修正後》新宿区は、東京23区全体に比べると、減少率が大きいといえます。 また、公園に起居するホームレスの比率が減少しています。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
12	2 ホームレスの生活 実態	【素案18~21ページについて】 国の基本方針「第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針」では、「実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行う」とある。素案の27ページでは、「全国調査(実態調査)」から東京23区内のホームレスの年齢構成のデータを使用しているが、素案の18~21ページでは全国のデータを使っている。素案の18~21ページ「ホームレスの生活実態」の箇所でも、東京23区内のホームレスのデータを使用したほうが良かったと思う。	ご意見として伺います。 平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」報告書には、全国データと各自治体別(東京23区)データが記載されていますが、各自治体別データは年齢構成等、一部に留まっています。そのため、27ページの年齢構成グラフは、各自治体別データを使用し、「ホームレスの生活実態」(18~21ページ)では、各項目を網羅するデータとして全国データを使用します。 なお、27ページに東京23区のホームレス数を記載します。
13	2 ホームレスの生活 実態	【素案21、22ページについて】 素案の21、22ページで住居喪失不安定就労者実態調査から、人数については住居喪失者のデータを、それ以外の項目については住居喪失非正規労働者のデータを使っている。この計画の対象者は、住居喪失非正規労働者に限らず住居喪失者が対象になると思うので、人数以外の項目も住居喪失者の数値を使用したほうが良かったと思う。	ご意見として伺います。 この項目は住居喪失不安定就労者の説明で、計画の対象者全体を対象としません。そのため、住居喪失不安定就労者のデータを使用します。なお、内数を記載します。 〈修正前〉ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。 《修正後》ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。そのうち、住居喪失非正規労働者は、全国で2,700人、東京23区内に1,400人いると推計されます。
14	2 ホームレスの生活 実態	【「住居喪失不安定就労者」について】 素案の21~23ページで「住居喪失不安定就労者」の 状況について、人数と生活実態の説明があるが、第 Ⅱ章3「ホームレスの生活実態」の項目の一部と なっている。 人数については第Ⅱ章1「ホームレス数」の中で 記述するか、あるいは、第Ⅱ章3として「住居喪失 不安定労働者」の項目を別に設けて、人数と生活実 態について記述したほうがいいのではないか。	ご意見として伺います。 この項目は住居喪失不安定就労者の状況なので、人 数等を別項目で取扱うことはしません。
15	2 ホームレスの生活 実態	「「若年化しつつある層」について」 「若年化しつつある層」という記述が素案では多数 出てくるが、どのような層で若年化が進んでいるの か素案ではよくわからない。素案の22、23ページを 見ると「若年化しつつある層」は住居喪失不安定就 労者を指すようだが、素案の22ページの平成19年の 調査での年齢についてとTOKYOチャレンジネットの利用者の年齢の記述だけでは、「若年化しつつ ある」のかどうかがわからないと思う。	ご意見として伺います。 「若年化しつつある層」は、従来、ホームレスの大部分を占めていた路上生活者が高齢化していくなかで、新たにホームレスとなり、又はホームレスとなるおそれがある、いわゆる「若年層」を指します。 国の基本計画では、「若年層」を45歳以下の層としていますが、策定委員会において、①若年層には40歳前後と20歳前後の層があり、一括りに「若年層」とすると混乱が生じる。②若年層=見えにくい層・とすると混乱が生じる。②若年層」としました。「若年化しつつある層」としました。「若年化しつつある層」は住居喪失不安定就労者を指していません。なお、「若年化しつつある層」について、第VI章「用語説明」に記載します。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
16	<ul><li>2 ホームレスの生活 実態</li></ul>	【若年化しつつある層の増加について】 東京都の「ホームレスの自立支援等に関する東京都 実施計画(平成21年策定、第2次)に定めた施策の 評価書」(平成26年6月)の28ページには、TOK YOチャレンジネットの事業実績が記載されている が、事業登録者数(実人数)が減少している。「若 年化しつつある層」は増加していない可能性もある のではないかと思う。	ご意見として伺います。 策定委員会において、①若年層には40歳前後と20歳 前後の層があり、一括りに「若年層」とすると混乱 が生じる。②若年層=見えにくいホームレスではな い、診論があり、若年層の表現を「若年化し つつある層」としました。 「若年化しつではなく、住居喪失不安定就労者は若 年層に限りません。 「若年化しつつある層」は、住居喪失不安定就労者 を指していません。 「若年化しつつある層」が全てTOKYO チャレンジネットを利用しているわけではないの また、「若年化しつつある層」が全てTOKYO チャレンジネットを利用しているわけではないの で、利用者数の減少が「若年化しつつある 層」は増加していると考えます。
17	2 ホームレスの生活 実態	[若年化しつつある層の増加について] 「若年化しつつある層」とは、素案の22ページから23ページの上段で住居喪失不安定就労者の特徴を見たあとで「このような若年化しつつある層」とあるので住居喪失不安定就労者を指すのではないか。素案では、平成19年の調査で住居喪失者が東京23区内に約2,000人いるという推計と、TOKYOチャレンジネットの平成23年度から平成26年度の4年間の窓口相談の延べ件数が31,261件という数値が記載されているのみで、若年化しつつある層の増減がわからない。「若年化しつつある層」が増加しているというデータがあれば、記載したほうがよいと思う。	ご意見として伺います。 「若年化しつつある層」は住居喪失不安定就労者ではなく、新たにホームレスとなり、又はホームレスとなる。 となるおそれがある、いわゆる若年層を指します。 「若年化しつつある層」の増加に関するデータの一つとして、〔グラフ4 緊急一時保護事業(自立支援センター)入所者数の利用者年齢層〕のデータを23ページに記載しています。
18	2 ホームレスの生活 実態	【若年層について】 素案の36ページ「緊急一時保護事業」の〔現状〕の 1で「50歳未満の若年層」という記述があるが、国 の基本方針(素案115ページ)にあるように若年層 を45歳未満としたほうがいいのではないか。	ご意見として伺います。 策定委員会での議論により、年齢は概ねの目安とします。
19	4 路上生活者対策施 設利用者の状況	対策施設利用者の状況」はグラフのみが並んでいる。文章による説明もあったほうがよいと思う。	ご意見として伺います。 各データから、支援状況やホームレスの変化等を読 み取っていただくこととしました。
20	4 路上生活者対策施 設利用者の状況	【路上生活者対策施設利用者の状況について】 策定委員会の第3回会議録の10ページには、港寮入 所者の年齢や路上生活期間についての数値が出てい る。 素案26ページから32ページのデータは東京23区全 体ではなく、新宿区からの利用実績や路上生活者対 策事業で新宿区の属するブロックの数値を使ったほ うが良かったと思う。	ご意見として伺います。 第Ⅱ期推進計画からの継承として、東京23区全体の データを使用します。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
3	第Ⅲ章 これまでの7	<b>ホームレス問題への取組と課題</b>	
21	1 都区共同事業による取組	【前回計画から今回にかけて終了した事業について】なぜ、緊急一時宿泊事業を終了するという判断がなされたのか、その説明がほしい。	ご意見を計画に反映します。 33ページの「成果」の欄に記載するとともに第VI章 「用語説明」に記載します。 〈修正前〉 1 これまで開設した125 戸において、平成21年12 月から平成26年3月末までに延べ2,622 人が緊急一時宿泊事業を利用し、うち27.3% (716人)が就労自立しています。 2 住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げています。 (平成27年3月末で事業終了。) 《修正後》 1 これまで開設した125 戸において、平成21年12月から平成26年3月末までに延べ2,622人が緊急一時宿泊事業を利用し、うち27.3% (716人)が就労自立しています。 2 住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げました。 3 本来の目的の住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し、現に就労し、又は就職が決定している方等の利用が主となったため、平成27年3月に廃止されました。
22	2 新宿区の取組	【アセスメントについて】 前回計画では「アセスメント項目の共通化を図ること等とした」とあるが、実際に共通化はなされたか。どの関連機関までが共通した項目を用いているのか記載があるとよい。	ご意見として伺います。 各区・関係機関とのアセスメント項目の共通化には 至りませんでしたが、区の相談窓口と拠点相談所で 使用する相談カードにアセスメント項目を取り入 れ、定期的に見直ししています。 また、平成27年4月から国が生活困窮者自立支援法で 定めるアセスメントの標準項目を使用しています。
23	2 新宿区の取組	【素案50ページについて】 素案の50ページ「民間宿泊所の借上げ」の箇所で、 「相談者数の増加により、確保しているベッド数を 平成27年度から1日あたり23床確保しています」 とあるが、23ページ「福祉事務所の相談状況」の表 では、窓口相談の人数が平成21年度から平成26年度 まで一貫して減少している。 相談者数は増加していないと思う。	相談者の増加により、確保しているベッド数を平成27年度から1日あたり23床確保しています。
24	2 新宿区の取組	[路上への新規流入層への言及について] 新宿区外から流入する路上生活者の数はある程度横 ばいのまま続くという認識や、新規の流入者に対し て早期対応が必要という考えを示している点が素晴 らしいと思う。	ご意見の趣旨に沿って取り組んでいきます。 絶えずホームレスが流入する新宿区の地域性から、 今後のホームレスの減少は横ばいと予測しました。 一人でも多くのホームレスが自立できるよう早期の 段階で支援に結びつけていきます。
25		【前回計画で実施を予定したが、実際には行われなかった事業について】無料低額宿泊所への指導員の配置や会議体の設置などは良い方針だと思うが、第Ⅲ期推進計画では行わないのか。特に、今後の方向性として会議体を設置するよう働きかけるという記述が見当たらない。前回の方針を継続してほしい。	ご意見として伺います。「無料低額宿泊所への指導員の配置」は、第II期推進計画で実施を予定しましたが、無料低額宿泊所に限定せず、いろな所へ指導員を派遣したほうが有効なため、類似事業と統合・整理しました。ホームレスの就労自強としませんでしたが、区全体の取組として「新宿区目立支援連絡で、新宿区屋用とは一体的就労トトナビ」を設立した。引き続き、関係機関・NPO等との連携が進展し、「地域別連絡会議」は区内各地域でホームレス数が減少したことや、関係機関・NPO等との連携が進展し、常時、相互に連絡を取り合ったことから開設しませんでした。引き続き、常時、打ち合わせを行い、連携を深めていきます。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
26	2 新宿区の取組	【前回計画で実施を予定したが、実際には行われなかった事業について】 第Ⅱ期推進計画の57ページの「就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化」(新規事業)では、『「新宿区自立支援連絡会」を設置し、対象者への適切な支援に結び付けます』とあるが、素案の56ページ「就労支援・住宅支援等相談機能との連携」や82ページの「就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化」には「新宿区自立支援連絡会」の記述がない。どうなったのかを記載したほうがよいのではないか。	ご意見として伺います。 ホームレスの就労自立支援を目的とする「新宿区自 立支援連絡会」は立上げませんでしたが、区全体の 取組として東京都労働局・ハローワーク新宿・新宿 区の連携によって「新宿区雇用と福祉の一体的就労 支援事業運営協議会」を設立し、「新宿就職サポー トナビ」を開設しました。 また、就労支援機関とは常時、打ち合わせを行い、 連携を図っています。
27	2 新宿区の取組	[素案54ページについて] 素案の54ページ「住宅の確保」の「成果」に平成14 年度からのことが書かれているが、計画が存在する 以前のことは計画の成果とは言えないと思う。	ご意見として伺います。 第Ⅱ期推進計画期間を通じて、東京都に働きかけを 行い、毎年、同じ戸数を確保することができまし た。
28	2 新宿区の取組	【素案56ページについて】 素案56ページに第Ⅱ期推進計画当時の『「住宅手 当」等は、次のような制度の見直しが行われています』とあるが、その後に住宅手当がどのように見直 されたかの記述がないようだ。	ご意見を計画に反映します。 見直しの内容について、51ページ(現状)に「生活 困窮者自立支援法施行に伴い、制度が拡充されまし た。」とし、拡充内容を82ページに記載しています が、第VI章「用語説明」に住宅手当の見直しを掲載 します。
29	2 新宿区の取組	【人権問題について】 ホームレスへの監視強化は人権問題に逆行するので やめてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 ホームレスの人権擁護の視点に立って、計画を策定 しました。
30	2 新宿区の取組	【人権啓発について】 人権啓発の取組の現状として「キャリア教育」の記載があるが、これは人権啓発とは意味合いが異なるのではないか。	ご質問にお答えします。 第Ⅱ期推進計画を活用し、子どもたちが人権や自立 を考える意識啓発に取り組みました。子どもたちが 成長するうえで、偏見や差別のない社会を目指して 将来の自立を考え、生きる力を育むことは大切な取 組と考えます。
31	第Ⅲ章全体	[第Ⅱ期推進計画の振り返りについて] この計画の策定プロセスにおいて、第Ⅲ期推進計画の振り返りは、他の自治体の計画策定のプロセスと比べて不十分に見える。東京都の「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(平成21年策定、第2次)に定めた施策の評価書」(平成26年6月)のように、計画の策定過程で各年度について数値を挙げて振り返るのが一般的なようである。しかし、素案や策定委員会の会議資料には、第Ⅲ期計画中の各年度の振り返り記録はないようだ。また、区の取組のうち、各年度の数値があるのは「拠点相談事業」のみとなっている。第Ⅲ期推進計画の振り返りが不十分なままで素案の議論が進んでしまっているように見える。	ご意見として伺います。 策定委員会において十分な振り返りを行い、計画を 策定しました。 なお、計画期間中の各事業の実績を第VI章「資料」 に掲載します。
32	第Ⅲ章全体	[事業ごとに掲載する項目について] 事業の規模や実際の実施形態が分かるよう、事業ご との決算額と受託団体の記載がほしい。	ご意見を計画に反映します。 第VI章「資料」に決算額等を掲載します。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
4	Ⅳ ホームレス問題の解	<b>  決に向けたこれからの取組</b>	
33	1 解決のための基本 的な考え方	【夜間・休日の巡回相談の実施に関する東京都・特別区への働きかけについて】 「見えにくいホームレス」への支援として、夜間の 巡回相談を強化することは大変良いと思う。都区共 同事業での夜間・休日の巡回相談の実施について東 京都や他の特別区への働きかけを積極的に行ってほ しい。難しいときは新宿区独自で、夜間巡回相談を 強化することを検討してほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 夜間の巡回相談は、都区共同事業として行っていき ます。68ページ⑤及び70ページ③のとおり、広域的 な課題として東京都や東京23区と連携していきま す。
34	3 具体的な施策の推 進	【アセスメントについて】 素案の76、77ページ『(2)生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント(支援方法の判断・評価)』の箇所では、一般的なアセスメントについての説明しかない。「生活困窮者自立支援法に基づく」アセスメントがどのようなものなのかという説明が必要と思う。	を、第VI章「資料」に掲載します。
35	3 具体的な施策の推進	【基本施策と生活保護について】 素案の23ページ「福祉事務所の相談状況」には生活保護申請受理の項目があり、89、90ページの「ホームレスのタイプ・段階的支援のイメージ」には「生活保護の適用」や「生活保護適用」といった記載がある。 国の基本方針「第3-2各課題に対する取組方針」の「(7)ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法の実施に関する事項について」や、東京都の実施計画「Ⅲ-2具体的な対策の推進」の「(6)緊急援助及び生活保護」のように、素案73ページからの第Ⅳ章3「具体的な施策の推進」の基本施策の項目に生活保護について記載したほうがよいと思う。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 ホームレスの基本施策は、ホームレスへの自立支援 施策のほかに生活保護による医療扶助や、生活保護 を受けている元ホームレスへの地域生活安定支援等 を盛り込んでいます。取るべき支援策のひとつとし て生活保護を行っています。
36	3 具体的な施策の推進	【基本施策と保健及び医療の確保について】 素案の23ページ「福祉事務所の相談状況」には医療 扶助の件数の項目があり、24ページ『拠点相談所 「とまりぎ」の相談状況』の相談種別は、「病気」 の相談件数が最も多くなっている。 東京都の実施計画には「(4)保健及び医療の確 保」という項目があり、国の基本方針にも「(3) 保健及び医療の確保について」という項目がある。 素案73ページからの第IV章3「具体的な施策の推 進」では、「(3)福祉的支援の条件整備」の一部 に健康相談や結核検診等の記載があるが、基本施策 の1つとして「保健及び医療の確保」といった項目 を記載したほうが課題にしっかりと対応しているこ とがわかりやすくなるのではないか。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 第Ⅱ期推進計画では、応急援護の一項目としていた 「ホームレスの健康予防検診」(43ページ)を、第Ⅲ 期推進計画では「心身の健康に関する支援」(70 ページ)として独立した項目としました。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
		【三つのポイントについて】 本計画の中心的考え方である「三つのポイント」と 「三つのタイプ」の関係性をもう少し明確にしてほ しい。	
37	3 具体的な施策の推 進		要な層 「タイプ3」概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層  《修正後》 ※「ホームレスの三つのタイプと3つの改定ポイント」 「タイプ1] 概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層 …ポイント1 固定・定着化が進む高齢層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応 「タイプ2] 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築も必要な層 …ポイント2 若年化しつつある層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応 「タイプ3] 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層 …ポイント2 若年化しつつある層に対する支援 …ポイント3 再路上化への対応  ※事業の全体像とタイプ・改定ポイントとの関連は、第 「V章「4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ」 (P.81〜P.83) 及び第VI章資料「9 第Ⅲ期推進計画の
38	3 具体的な施策の推進	[事業とそれに対応する事業主体、タイプの関係について] 事業一覧と、それらがそれぞれ誰が実施主体で、どのタイプに対応しているかが分かる一覧表がほしい。 (例を掲載してほしい)	ご提案の一覧表を参考にさせていただき、第VI章
39	3 具体的な施策の推 進	[素案74ページから88ページの具体的な施策の推進について] 素案の74ページから88ページにおいて、75ページの「巡回相談一時支援事業」と76ページの「生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント(支援方法の判断・評価)」の後ろにのみ「(新宿区・民間団体)」と「民間団体」という記述がある。民間団体が関わる事業は、74ページの「拠点相談所」や79ページの「民間宿泊所の借上げ」など他にもありそうだが、それらの後ろにも「民間団体」と記載したほうがいいのではないか。	《修正後》 <u>※( )内は事業主体や連携先です。区の委託事業は(民間団体)を省略します。</u>
40	3 具体的な施策の推 進	【八つの基本施策の(2)について】 素案の76、77ページ『(2)生活困窮者自立支援法 に基づくアセスメント(支援方法の判断・評価)』 では、生活困窮者自立支援法からアセスメントのみ を強調せずに、生活困窮者自立支援法による支援と して、アセスメントも含めてその支援の全体を記載 してもいいのではないか。	ご意見として伺います。 この項目は、アセスメントの取組を軸に記載しました。
41	3 具体的な施策の推 進	[「タイプ1」や「タイプ2」への施策について] 再路上化を防ぐためのアフターフォローや予防的施策についてはよく練られているが、阻害要因に対する取組についても深める必要があると考えます。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。ホームレスとなった要因は様々です。本計画では、マイナスイメージにつながる「阻害要因」という用語は使いません。要因に対する取組は、68、69ページ(2)に記載しました。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
42	3 具体的な施策の推進	[「タイプ1」や「タイプ2」への施策について]本計画では、国の基本方針や東京都の計画にある「路上生活からの脱却を妨げる要因」(阻害要因;具体的には負債、アルコール依存症、精神疾患など)それぞれに対して、具体的な取り組み方針や事業内容についての記述がほとんどないと思う。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。ホームレスとなった要因は様々です。本計画では、マイナスイメージにつながる「阻害要因」という用語は使いません。ホームレスとなった要因の例は、20ページ(2)①に掲げた拠点相談事業の要因別の相談件数をごらんください。個々の話を十分に聴き、一人ひとりの状況に合った支援を行っていきます。
43	3 具体的な施策の推 進	【厚生関係施設について】 第Ⅲ期推進計画の54ページや56ページには特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設についての記述があるが、第Ⅲ期推進計画の素案では記述がない。素案150ページ、東京都の第3次実施計画2-(1)では、「女性や家族の路上生活者に対しては、今後も、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応していきます」と記述がある。 厚生関係施設に関する記述があったほうがよい。	第VI章「用語説明」に記載します。
44	3 具体的な施策の推 進	メージ」(89~91ページ)では〔タイプ2〕の図の	
45	3 具体的な施策の推 進	[素案の81ページについて] 第IV章3(5)「就労支援」の箇所で、『「特別措置 法」第5条(国の責務)で、「国は総合的な施策を策 定し、これを実施する」としています。』という記 述がある。これは就労支援に限ったことではないの で、この記述が入るとしたら素案の72ページ、第IV 章2(3)「国の役割」や素案の69ページなどではな いか。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 国の責務については、64ページに記載しています。 73ページは就労支援に関する国の役割として再掲しました。
46	3 具体的な施策の推 進	【都営住宅あっせん等の拡充について】 都営住宅等のあっせんや独身用都営住宅を増やすことなどを、強く提案する。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 引き続き、東京都に公営住宅の入居あっせんを要望 します。
47	3 具体的な施策の推進	【違法貸レルームについて】 国土交通省による平成27年7月30日付けの「違法貸 レルームの是正指導等の状況について」の発表で は、建築基準法違反が判明した物件数は、新宿区は 東京23区で最も多くなっている。 「違法貸しルーム」にも、「ホームレスとなるこ とを余儀なくされるおそれのある人」がいると思わ れるので、その記述があってもいいのではないかと 思う。	ご意見として伺います。 ご意見のようなことが想定されるので、本計画では ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人や 見えにくいホームレスも対象としました。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方
48	3 具体的な施策の推 進	[人権啓発について] 素案60ページ「(8)人権啓発」の [現状] にはキャリア教育について、素案87ページ「(8)人権啓発」では子どもたちの職業意識の醸成に努めます、という記載がある。 国の基本方針や東京都の実施計画にも学校教育でのキャリア教育についての記載があるが、職業意識の醸成やキャリア教育は人権啓発とは別のことだと思うので、「その他の事項」や「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応」といった項目を基本施策に設定し、その中で記載したほうがわかりやすいのではないか。	ご意見として伺います。 本計画では、人権啓発は多くの区民がホームレスの 実情等を先ず知ることが大切と考えました。 また、子どもたちが偏見や差別のない社会を目指し て将来の自立を考え、生きる力を育むことは大切な 取組と考えます。 そこで本計画を活用した人権啓発の項目とします。
49	3 具体的な施策の推 進	[人権啓発について] 「第Ⅲ期推進計画を活用した啓発」という項目の中に「子どもたちに対する職業意識の醸成」との記載があるが、これは人権啓発とは意味合いが異なるのではないか。用語説明において「職業意識の醸成」が詳しく説明されているが、それを踏まえてもやはり子どもたちが将来に社会的・経済的に自立するよう促す教育というのは、ホームレスの人権啓発という分類の中に入る内容ではないと考える。	ご質問にお答えします。 本計画では、人権啓発は多くの区民がホームレスの実情等を先ず知ることが大切と考えました。 また、子どもたちが偏見や差別のない社会を目指して将来の自立を考え、生きる力を育むことは大切な取組と考えます。 そこで本計画を活用した啓発として、人権擁護の啓発とともにこの項目に入れました。 なお、表現をわかりやすく補記しました
50	3 具体的な施策の推 進	[人権啓発について] 課題の「近隣住民の人権への配慮」とあるが、主旨 が人権啓発からずれている。ホームレスに対する差 別・偏見や襲撃などの問題について深く言及してほ しい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 本計画では、ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権をもつ、という観点から人権啓発に取り組みます。 また、ホームレスへの差別や暴行に関する区の考え方も、同項目に掲げました。
51	3 具体的な施策の推 進	【人権啓発について】 中学生が路上生活者を襲撃する事件についてどう思うかを道徳の授業やホームルームで扱ったり、元ホームレスの人を学校に招いてお話を聞いたり、という教育が人権啓発ではないか。そのような内容を掲載することも含め、「人権啓発」の項目については再検討してほしい。	〈修正前〉
52	第Ⅳ章全体	[事業ごとに掲載する項目について] 事業の規模や実際の実施形態が分かるよう、事業ご との予算額と受託団体の記載がほしい。	ご意見を計画に反映します。 第VI章「資料」に予算額等を掲載します。

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方		
5	第V章 計画の推進等				
53		【計画の推進体制について】 ここでは「庁内体制」「就労・医療関係機関との協力体制」「NPOとの連携」についての記述はあるが、本計画の少なくない部分が都区共同事業なので、東京都や特別区との推進体制についても言及がほしい。	す。		
54		【計画の評価等について】 素案の137ページ、国の基本方針「第4 都道府県 等が策定する実施計画の作成指針」の「(3)実施計 画の評価と次期計画の策定」のアでは「実施計画の 計画期間の満了前に」「実施計画に定めた施策の評 価を行う」、イでは「アで得られた結果は公表す る」、ウでは「アの評価により得られた結果は公表す る」、ウでは「アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする」と記載 がある。 他の一部の自治体の同様な計画で、「計画の満了前 に評価を行い、公表する」という内容が入っている ものもある。95ページからの「V 計画の推進等」 に記述の追加を検討してもいいのではないか。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 第V章2(3)(86ページ)に記載したとおり、毎 年度、進捗状況の検証を行うなど適切な進行管理に 努めていきます。		
55		[本計画の見直しとホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効について]ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効予定についての言及があるが、法失効により計画策定の根拠がなくなることについても言及し、その上でⅢ期以降の今後の計画をどうしていくのかの展望も必要なのでは、と考える。	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失 効後も、新宿区では生活困窮者自立支援法のもとで		

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方			
6	6 第Ⅵ章 資料					
56	1 第Ⅲ期推進計画策 定委員会		ご意見を計画に反映します。 計画には、第Ⅱ期推進計画と同様、第Ⅲ期推進計画 策定委員会の開催経過を第Ⅵ章「資料」に掲載しま す。			
57	7 新宿区のホームレス自立支援等の経緯 について	[Ⅶ「資料」の修正について] 素案169ページの表で平成11年7月の箇所は、 「厚生労働省」ではなく「厚生省」ではないか。	ご意見を計画に反映します。 以下のとおり、修正します。 厚生労働省は、厚生労働省設置法(平成11年法律第 97号)施行により平成13年1月6日に設置されました。 〈変更前〉 厚生労働省 《変更後》 <u>厚生</u> 省			
58	7 新宿区のホームレ ス自立支援等の経緯 について	【VI「資料」の修正について】 素案170ページの表で平成13年10月の箇所は、「総 合的な路上生活者対策を求める意見書」ではなく 「ホームレス対策特別措置法の制定に関する意見 書」ではないか。	ご意見を計画に反映します。 以下のとおり、修正します。 〈修正前〉 平成13年10月 新宿区議会 「総合的な路上生活者 対策を求める意見書」を国に提出 《修正後》 平成13年10月 新宿区議会 「ホームレス対策特別 措置法の制定に関する意見書」を国に提出			
59	10 生活困窮者自立 支援法によるアセスメ ント項目一覧	蓄積されているのかが分かるよう、福祉事務所等で	ご意見を計画に反映します。 新宿区は生活困窮者自立支援法で規定されたアセス メントシートを使用しています。その項目一覧を第 VI章「資料」に掲載します。様式は、厚生労働省の ホームページをご覧ください。			
60	11 用語説明	【VI「資料」の修正について】 素案の173ページの用語説明で「介護人材育成確保 緊急対策事業」についての説明がある。ホームヘル パー2級は平成25年度から介護職員初任者研修に なっているので、素案の161ページ東京都の実施計 画の中の「介護人材育成確保緊急対策事業」の説明 に合わせたほうがいいのではないか。	ご意見を計画に反映します。 以下のとおり、修正します。 〈修正前〉 ホームヘルパー2級の資格取得支援 《修正後》 ホームヘルパー2級(平成25年度から介護職員初任 者研修講座)の資格取得支援			
61	11 用語説明		〈修正前〉			

No.	項目	意見等の要旨	区の考え方		
7	7 計画全般の表現・その他の質問等				
62	計画全般の表現・その他の質問等	[計画全体について] 非常によく練られていると思う。計画対象をタイプ 分けすることでターゲット層とそのニーズを明確に し、それに対応して事業を行っている点が素晴らし い。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 ホームレスのタイプとニーズに合ったきめ細かい支 援に取組んでいきます。		
63	計画全般の表現・その他の質問等	[策定プロセスや情報公開について] 非常に良いと思う。特に議事録や会議資料を公開し ている点が素晴らしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 新宿区では、政策形成過程について、情報公開に努 めています。		
64	計画全般の表現・その他の質問等	[自立という言葉の使い方について] 「就労自立」「居宅生活等地域生活」などの言葉が 使われているが、自立の定義の用語説明がほしい。	ご質問にお答えします。 「自立」の定義は、個々の状況により様々です。就 労自立や地域生活での自立等、個々に寄り添った自 立を支援するという思いを込めて、使い分けていま す。		
65	計画全般の表現・その他の質問等	[「人が人を支える」ということについて] 「ホームレスの自立支援」とは、基本的に「弱者を どうとらえるか」、社会がそれを「どう考え」、 「どうその人本人の支援を行うか」というユニバー サルデザインの考え方の出発点であると思う。「人 が人を支える」ということをすべての職員に改めて 考えてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込み済です。 ご意見の視点に立って計画を策定しました。引き続き、ホームレス問題への相互理解を深めながら、 「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」として地域福祉を推進します。		
66	計画全般の表現・その他の質問等	[2020年東京オリンピック・パラリンピックについて] オリンピック・パラリンピックの大規模イベント は、路上生活者の追い出しや、住宅価格の高騰に伴 う安価な住宅ストックの減少などのネガティブな影 響を及ぼす可能性がある。一方で、大きな社会的インパクトとともに、硬直化した状況を好転させる契 機にもなると考える。 計画の策定プロセスの初期に、オリンピック・パラ リンピックへの対応が重要な論点として採り上げられていた。計画に盛り込むことを再度検討してほしい。	ご意見として伺います。 東京オリンピック・パラリンピックについては、策 定委員会で議論がありましたが、ご意見のとおり排 除につながりかねないこと、現時点では東京オリン ピック・パラリンピックでのホームレス対応が国等 から明確に示されていないことを踏まえ、本計画に 盛り込まないこととしました。		